仕様書

【リネン類】

１. 委託業務には、洗濯、消毒、乾燥、たたみ、補修等を含むものとする。

２. 品目毎に仕分けして、指定した場所に搬入（納品）すること。

 NICU・CS・NB・OR中部病院指定カート　その他セクション指定棚

３. リネン類の搬出及び搬入は、速やかに行うこと。

４. 委託業務は、日曜日を除き毎日行うこと。

５. 委託するリネン類は、別表明細及びそれに準ずる物とする。

６. 洗濯後でも著しくシミ等が残る場合は、直ちに病院へ報告すること。

７. 洗濯後にリネン類を搬入する場合は、納品伝票を作成すること。

８. リネン入れ回収ボックスを外の搬入口に設置し、午後3時以降に不潔リネン庫

へ戻すこと。

９. 汚染されたリネンと汚染されていないリネンは、区別して洗濯すること。

【寝具類】

１. 共通事項

(1)　委託料には物品の貸与のほか、消毒、洗濯、補修、交換、補充等に要する全ての費用が含まれるものとする。

(2)　汚染等の場合はその都度交換できるものとし、病院業務に支障をきたさないよう常に十分な予備数を病棟リネン庫に用意しておくこと。

(3)　汚れた寝具等は、速やかに病棟等から回収し、消毒、洗濯及び補修を行い、速やかに所定の場所に納品すること。

(4)　寝具等を洗濯するに当たっては、医療法施行規則第9条の14等に定めるところによるほか、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知(以下「厚生省通知」という。）の別添1に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」を満たすものであること。

(5)　病毒伝染の危険のある寝具類の取扱いに当たっては、厚生省通知の別添2に定める「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」による消毒を行うこと。

(6)　病院内での寝具等の回収・搬送等に要するリネンカート（シ－ツ入れ、寝衣用、感染症患者用、包布、バスタオル入れ等）その他必要な備品は、受託者が用意すること。

(7)　受託者は、病院内で寝具搬送及び補修業務等リネン管理に従事させるための作業員3名以上を配置すること。

 ※作業員の配置、作業内容は別表参照

(8)　インフルエンザワクチン及びコロナウイルスワクチンの接種を推奨すること。また、接種後速やかに接種者名簿を提出すること。（ただし、アレルギー等、接種することにより身体に影響を及ぼす職員へは適用しない。）

　　また、ワクチン接種に係る費用は受託者の負担とする。

２. 基準寝具

(1)　基準寝具の組数は、500組とするが、患者の入退院により変動があるので病院の実情に応じた数量を確保するものとする。

(2) １床につき使用する寝具の枚数並びに洗濯回数等の基準は、別表のとおりとする。

３. その他寝具類

(1)　用意すべきその他寝具類の１組当たりの数量等明細は、別表のとおりとするが、患者の動向により変動があるので病院の実情に応じた数量を確保するものとする。

(2)　洗濯は、日曜日を除き毎日行うものとする。

(3)　その他寝具類は病院の指示に従い、たたみ、かつ包装して納品すること。

(4)　患者の治療に影響を及ぼさないよう各サイズ十分に補充すること。

(5)　汚染されたリネンと汚染されていないリネンは、区別して洗濯すること。

(6)　十分な流水のもとで又、80℃以上で洗濯すること。

(7)　寝巻きやパジャマは吸湿性のある材質で綿30％以上とする。

４. 放射線科外来検査着（病衣ガウンタイプ）

(1)　放射線科外来検査着（病衣ガウンタイプ）（以下放射線外来検査着という。）の形状及び材質は病衣と同じものとする。

(2)　放射線外来検査着の使用枚数は、当該月における放射線科外来患者の数とする。

(3)　用意すべき放射線外来検査着の数量、および、使用する放射線外来検査着の洗濯回数の基準は別表のとおりとする。なお、数量については外来患者の動向により変動があるので、病院の実情に応じた数量を確保するものとする。

５. その他リネン類（手術衣）

(1) 用意すべきその他リネン類(手術衣)の１日当たりの供給定数等は、別表のとおりとするが、患者の動向により変動があるので病院の実情に応じた数量を確保するものとする。

(2)　洗濯は、日曜日を除き毎日行うものとする。

(3)　リネン類(手術衣)は、病院の指示に従い指定された場所に指定どおりの数量を納品すること。

(4)　リネン類(手術衣)の搬入及び搬出は、速やかに行うこと。

６. 基準寝具の使用組数は、稼働病床数×月日数とする。

７. 受託者は、病院が必要とする寝具類及び白衣等を令和７年４月１日までに準備しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

８. 受託者は、前年度受託者が所有する寝具等と受託者が所有する寝具等を令和７年４月１日に取り替えなければならない。

９. 受託者は、洗濯後に搬入する場合は、納品伝票を作成すること。

10. その他作業職員について

(1)　受託者は専任の責任者１人以上を定め、院内に常駐させることとする。

　 責任者はいつでも迅速に連絡が取れるよう院内PHSを携帯し、着信できる状態にすること。

(2)　作業終了後は作業日報（報告書）を作成しておき、責任者は一月まとめて設備・調達課に提出すること。

　 職員出勤状況がわかるタイムカード等を提出すること。（コピー可）

(3)　受託者は体力、技術、責任において問題がなく、本仕様書で求める業務を十分遂行bできる作業員を厳選して配置しなくてはならない。

(4)　受託者は責任者及び作業員に対し、「標準予防策」と「感染予防」に関する　知識、「接遇」を含めた「マナー」の知識をそれぞれの専門知識を有している物による教育を

実施し、作業現場において実践させなければならない。

(5)　受託者は各作業員に清潔な統一されたユニフォームを提供（受託者負担）すること。また、常に服装の清潔には注意を払い、患者や職員に不快感を与えてはならない。

(6)　作業員は、会社名、氏名が記載され統一された名札を上着につけること。

(7)　作業員は作業において医療行為及び患者に支障を来すことがないよう、特に気を付けなければならない。

【白衣・スクラブ】

１. 委託料には物品の貸与のほか、消毒、洗濯、補修、交換、補充等に要するすべての費用が含まれるものとする。

２. 受託者が洗濯すべき白衣等の予定組数は別表のとおりとする。

３. 職員の転入転出及び中途採用等の事由により必要な組数が変動するので、

　 病院の実情に応じて、新規分が速やかに納品できるよう各種白衣の供給体制を確立すること。

４. 各部門が使用する白衣・スクラブの組数および１組につき必要な白衣・スクラブの数量は、別表のとおりとする。

５. 白衣は、「診察衣」「ケーシータイプの上下」「防護衣」から職員が自由に選択できること。

６. 白衣の汚れや傷みなどが著しい場合は、交換できること。

７. 白衣等の洗濯、補修及び滅菌消毒の回数は週3回以上とする。

回収は日曜日を除き毎日行うこと。

８. 白衣は吸湿性に富んだ綿35％以上、ポリエステル60％以下の素材又は指定された物を提供すること。

９. 洗濯後は速やかに所定の場所へ番号順及びサイズ毎に納めること。

10. 上・下ユニフォームの場合、上・下を一緒に戻すこと。

11. ファスナーは丈夫な金属性を採用すること。

12. 受託者は、洗濯後に搬入する場合は、納品伝票を作成すること。

13. 転出者および退職者の不要になった白衣・スクラブは、速やかに引き取り、適切に

　 処分すること。

14. 看護助手用スクラブ上下については、指定された物又は看護部で了承したものを

　 提供すること。

　 サイズごとの共同制とするが、特注の場合は個人配布とする。

　 サイズ等の不足があった場合は、補充すること。

15. 看護師及び師長スクラブ上下については、指定されたもの又は看護部で了承したものを提供すること。

サイズごとの共同制とするが、特注の場合は個人配布とする。

サイズ等の不足があった場合は、補充すること。

 16. コメディカル、リハビリ、医局女性、救急救命士、保育士、NP看護師、医師事務補助クラーク、研修医、救急外来・放射線科等のスクラブについて（別表のとおり）は、指定されたものを提供すること。

サイズごとの共同制とするが、特注の場合は個人配布とする。

サイズ等の不足があった場合は、補充すること。